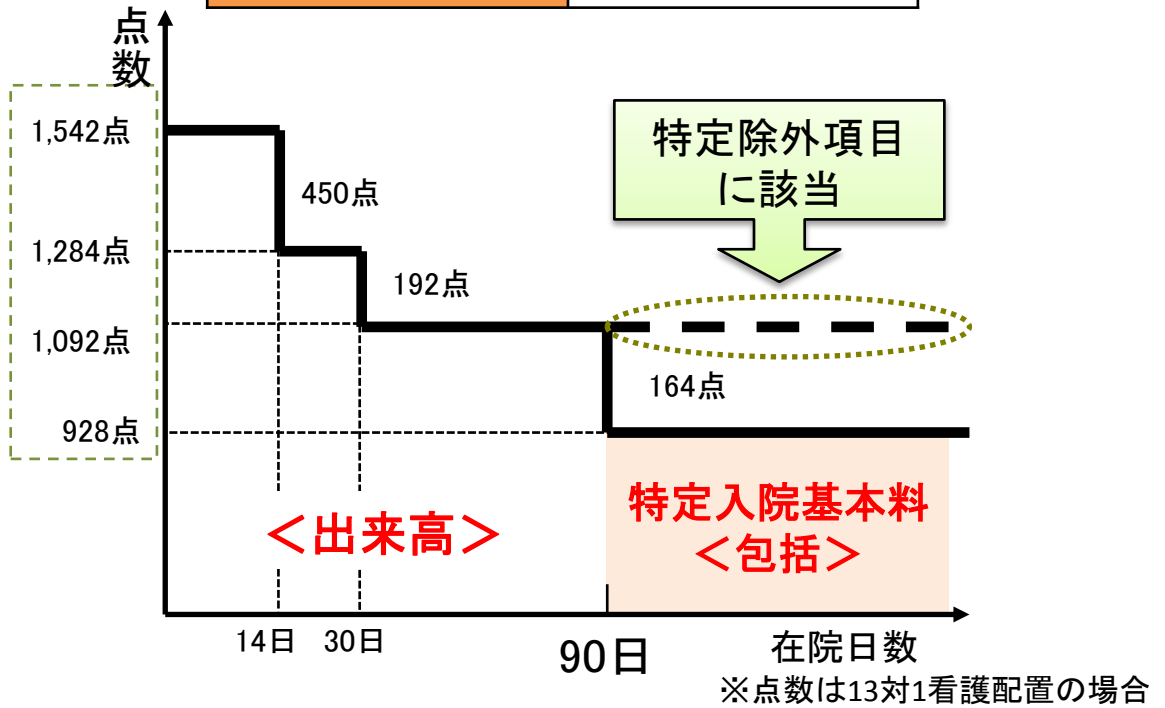


一般病棟と療養病棟の報酬の比較

一般病棟入院基本料

一般病棟入院基本料	
7対1	1,555点
10対1	1,300点
13対1	1,092点
15対1	934点
特定(包括)	928点



療養病棟入院基本料

<包括>

療養病棟入院基本料 1

【算定要件】

20:1配置(医療区分2・3が8割以上)

	医療区分 1	医療区分 2	医療区分 3
ADL 区分3	934	1,369	1,758
ADL 区分2	887	1,342	1,705
ADL 区分1	785	1,191	1,424

療養病棟入院基本料 2

【算定要件】

25:1配置

	医療区分 1	医療区分 2	医療区分 3
ADL 区分3	871	1,306	1,695
ADL 区分2	824	1,279	1,642
ADL 区分1	722	1,128	1,361

医療区分

医療区分3	<p>【疾患・状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スモン ・医師及び看護師により、常時監視・管理を実施している状態 <p>【医療処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間持続点滴 ・中心静脈栄養 ・人工呼吸器使用 ・ドレーン法 ・胸腹腔洗浄 ・発熱を伴う場合の気管切開、気管内挿管 ・感染隔離室における管理 ・酸素療法(酸素を必要とする状態かを毎月確認)
医療区分2	<p>【疾患・状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筋ジストロフィー ・多発性硬化症 ・筋萎縮性側索硬化症 ・パーキンソン病関連疾患 ・その他の難病(スモンを除く) ・脊髄損傷(頸髄損傷) ・慢性閉塞性肺疾(COPD) ・疼痛コントロールが必要な悪性腫瘍 ・肺炎 ・尿路感染症 ・リハビリテーションが必要な疾患が発症してから30日以内 ・脱水かつ発熱を伴う状態 ・体内出血 ・頻回の嘔吐かつ発熱を伴う状態 ・褥瘡 ・末梢循環障害による下肢末端開放創 ・せん妄 ・うつ状態 ・暴行が毎日みられる状態(原因・治療方針を医師を含め検討) <p>【医療処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・透析 ・発熱又は嘔吐を伴う場合の経腸栄養 ・喀痰吸引(1日8回以上) ・気管切開・気管内挿管のケア ・頻回の血糖検査 ・創傷(皮膚潰瘍 ・手術創 ・創傷処置)
医療区分1	医療区分2・3に該当しない者

特定入院基本料における 特定除外項目

厚生労働大臣が定める状態等にある者

- ① 難病患者等入院診療加算を算定する患者
- ② 重症者等療養環境特別加算を算定する患者
- ③ 重度の肢体不自由者(脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。)、脊髄損傷等の重度障害者(脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。)、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等
- ④ 悪性新生物に対する治療(重篤な副作用のおそれがあるもの等に限る。)を実施している状態にある患者
- ⑤ 観血的動脈圧測定を実施している状態にある患者
- ⑥ 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を実施している状態にある患者(患者の入院の日から起算して180日までの間に限る。)
- ⑦ ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態にある患者
- ⑧ 頻回に喀痰吸引及び干渉低周波去痰器による喀痰排出を実施している状態にある患者
- ⑨ 人工呼吸器を使用している状態にある患者
- ⑩ 人工腎臓、持続緩徐式血液濾過又は血漿交換療法を実施している状態にある患者
- ⑪ 全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態(当該手術を実施した日から起算して30日までの間に限る。)にある患者
- ⑫ 前各号に掲げる状態に準ずる状態にある患者

特定除外項目と医療区分採用項目の対応関係①

中医協 診-2-参考資料
21. 12. 18 より抜粋

特定除外項目	備考(該当する疾患等)	医療区分採用項目	区分(参考)
1 難病等入院診療加算を算定する患者	多発性硬化症 重症筋無力症 スモン 筋委縮性側索硬化症 脊髄小脳変性症 パーキンソン病関連疾患 多系統萎縮症 AIDS/HIV 多剤耐性結核(陰圧管理) 等	スモン	3
		多発性硬化症	2
		筋委縮性側索硬化症	2
		パーキンソン病関連疾患	2
		その他の難病(スモンを除く。)	2
2 重症患者等療養環境特別加算を算定する患者	以下のいずれかに該当し、個室又は2人部屋で入院。 ア 病状が重篤であって絶対安静が必要 イ 必ずしも病状は重篤ではないが、手術又は知的障害のため常時監視を要する	感染隔離室における管理	3
		脊髄損傷(頸髄損傷による四肢麻痺)	2
3 重度の肢体不自由者※1、脊髄損傷等の重度障害者※1、重度の意識障害者※2、筋ジストロフィー患者及び難病患者等	※1 脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。 ※2 JCSⅡ-3以上又はGCS8点以下、あるいは無動症	筋ジストロフィー	2
		医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施	3
		24時間持続点滴	3
		経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養を実施、かつ発熱又は嘔吐を伴う	2
4 悪性新生物に対する治療※3(重篤な副作用のおそれがあるもの等)を実施している状態	※3 ・肝障害、間質性肺炎、骨髄抑制、心筋障害等の生命予後に影響を与える臓器障害を有する腫瘍用薬による治療 ・放射線治療 ・末期の悪性新生物に対する治療	悪性腫瘍(疼痛コントロールが必要な場合)	2
		頻回の嘔吐かつ発熱を伴う状態	2
		うつ状態	2
5 観血的動脈圧測定を実施している状態		中心静脈栄養を実施	3

(注) 矢印の対応関係については、各特定除外項目に該当する患者に対して実施されることが比較的容易に想定される医療行為等を含めている。

特定除外項目と医療区分採用項目の対応関係②

特定除外項目	備考(該当する疾患等)	医療区分採用項目	区分(参考)
6 リハビリテーションを実施している患者	入院日から180日以内、週3回以上リハビリ実施	リハビリテーションが必要(原因傷病等の発症後30日以内)	2
		ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施	3
7 ドレーン若しくは胸腔又は腹腔の洗浄を実施している状態	ドレナージ、胸腔穿刺、腹腔穿刺	1日8回以上の喀痰吸引(夜間も含め3時間に1回程度)	2
		人工呼吸器を使用	3
8 頻回に喀痰吸引・排出を実施している状態	1日に8回以上	気管切開又は気管内挿管が行われている(かつ発熱を伴う)	2 (3)
		医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施	3
9 人工呼吸器を使用している状態	1週間以上	人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜還流又は血漿交換療法を実施	2
		24時間持続点滴	3
10 人工腎臓、持続緩徐式血液濾過又は血漿交換療法を実施している状態	透析は週2日以上、血漿交換は月2日以上	創傷(手術創や感染創を含む。)、皮膚潰瘍・蜂巣炎等の感染症に対する治療を実施	2
11 麻酔を用いる手術を実施してから30日以内	脊椎麻酔、全身麻酔		
12 前各号に掲げる状態に準ずる状態にある患者	(特段の規定なし)		

(注) 特定除外項目は、急性期や急性増悪時に相当すると考えられる項目も含んでいると考えられ、すべての項目において医療区分採用項目に合致するかどうかには検討の余地がある。